

令和9年度 保育所等利用申込みに係る重要説明事項確認書

「保育所等利用申込みの御案内」をよくお読みになった上で、各項目の確認欄に☑してください。なお該当しない項目についても、既読印として☑を付けてください。

※は当てはまる方のみ該当する項目に☑を付けてください。

No.	確認事項	確認欄
1	受付を行った申込書類の返却はできないこと又コピーを受取ることができないことを理解し申し込みます。 ※育児休業給付金の申請等で必要な場合は、提出前にコピー等をお取りください。（詳細は、勤務先または所管のハローワークに御確認ください。）	☐
2	「保育所等利用申込みの御案内」の内容を理解し、申し込みます。	☐
3	親権者双方合意（親権者が複数の場合）の上、申し込みます。	☐
4	「保育短時間」、「保育標準時間」について、各保育所等の設定時間を超えて利用した場合に、別途延長保育料が発生することについて理解し、申し込みます。	☐
5	利用日時が、就労日と時間等に応じた日時になることについて理解し、申し込みます。 ※実際の利用日時は、内定後に各保育所等と調整していただきます。	☐
6	入所開始時にお子様が環境に慣れるため、通常よりも短い保育時間で保育する「慣れ保育期間」があることを了解します。	☐
7	保育所等の場所や施設の環境、保育方針を理解した上で申し込みます。	☐
8	入所希望月時点の情報で申請し、入所内定及び入所直後の退職、転職及び育児短時間勤務を除く就労日数、時間の減少は退所となる場合があることに、異議を申し立てません。	☐
9	申込み後に申請書類の内容（家族構成、住所、就労内容等）に変更が生じた場合、直ちに書類の提出など必要な手続きをします。	☐
10	生活状況や就労状況などの確認のため、市職員が家庭や職場に連絡や訪問をする場合があることを了解します。	☐
11	アレルギーがある場合、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出することを了解します。 ※給食での食物アレルギー対応が難しい場合、お弁当の持参をお願いする場合があります。	☐
12	座間市内の保育所等を希望する場合、事前に施設に申込みし、各保育所等の指示に従い申込児童と見学をします。また、各月の締切日までに見学していない場合は、選考ができない場合があることについて理解し、申し込みます（見学の混雑が予想されます。早めの見学をお願いします。）。	☐
13	番号確認書類の確認ができないときは座間市が必要な場合に市内在住者の個人番号（マイナンバー）を職権にて確認することに同意します。	☐
14	（保育所等に入所決定となった場合） 支給認定証の発行が、保育所入所決定後となることについて了解します。	☐
15	（入所が内定した後に辞退する場合） 次回以降の入所選考を希望する場合は、令和9年度中辞退した園を希望できないこと、また、新たに保育所等利用申込書で申込みをする必要があることを了解します。 辞退した場合、年度内の選考において、点数が10点減点となることに異議を申し立てません。	☐
16	（「保育短時間」での認定を希望される場合） 「保育短時間」利用の設定時間について理解し、申し込みます。	☐
17	（令和8年1月1日または令和9年1月1日時点で住民登録市区町村が座間市以外の場合） 必要な税資料を確認し、提出します。※提出がない場合、最高額の保育料で算定し、請求します。	☐
18	（栗原保育園、相武台保育園、ひばりが丘保育園の利用希望がある場合） 保育所が建替えや修繕のため、移設や民営化により運営事業者の変更及び園舎の移設予定があることについて、理解し、民営化の実施に対して異議を申し立てません。	☐
19	（小規模保育施設の利用希望がある場合） 3歳児クラス以降は連携先として幼稚園が設定されている施設があります。連携施設の利用時間、預かり保育、料金などを理解した上で、申し込みます。	☐
20	（認定こども園の利用希望がある場合） 認可保育所とは違う点について各園の話を聞き、利用時間、預かり保育、料金等を理解した上で、申し込みます。	☐
21	（就労要件で申し込まれている方） 就労証明書の記載内容が事実と相違した場合は、申込みが無効（内定取消、認定取消）となることを了解します。また、証明内容について市が証明者へ照会することを了解します。	☐
22	（求職活動要件で申し込まれている方） 入所後3か月以内に月間64時間以上を常態とする就労を開始し、就労証明書を提出します。もし3か月以内に就労先が見つからない場合は、退所となることを了解します。	☐
23	（妊娠・出産要件で申し込まれている方） 産後休暇（産後8週間）終了後の、保育を必要とする要件について、変更手続きが必要となります。保育の必要性が確認できない場合、継続して保育園を利用することができません。 必ず期間が終了する前に、必要書類を提出します。	☐

※裏面もあります

	確認事項	確認欄
24	(育児休業等を取得している場合) 入所翌月14日までに職場に復帰し、入所翌月末日までに就労証明書を提出します。入所翌月14日までに、同一職場に申請時と同じ契約時間で復職できない場合や、入所翌月末日までに就労証明書の提出がない場合は、退所となることを了解します。	☐
25	(座間市外の保育所等を申し込みする場合) 申込みをする施設の所管市区町村に締切日、必要書類等を確認し、申し込みます。 申し込みしている各市区町村の結果受理後に結果を通知するため、結果通知時期が遅くなる場合があることを了解します(座間市と各市区町村両方の保育所等の利用申込みをした場合、座間市の結果が出ても各市区町村の結果が出ないと、原則結果通知ができませんので御了承ください。)	☐
26	(0歳児クラスで申し込みする場合) 入所希望月1日時点で公立保育園は生後満3か月以上、私立保育園は生後8週間以上(栗の実保育園、木下の保育園相武台、子どもの家ひまわり保育園及びナーサリーひがしはら(仮称)は生後満3か月以上、座間ゆめっこ保育園は生後満4か月以上、スマイルワールド保育園は生後満6か月以上、いその保育園は1歳児クラス以上)、小規模・家庭的保育施設はそれぞれ各施設の受入年齢を満たしていることを確認し、申し込みます。	☐
27	(転入予定で申し込みする場合) 転入後、再度座間市で必要な手続きを行います。 また、利用希望月の前月末日までに転入することを了解します(利用希望月の前月末日までに転入しない場合、内定取消となります。)	☐
28	(出産前に申し込みする場合 ※4月申込みのみ) 事前に保育所等の運営方針や利用方法を確認の上、申し込みます。出産後、保育・幼稚園課で必要な手続きを行います。また、申込児童と一緒に見学に行くことを了解します。これらを行わない場合、内定取消となることを了解します。	☐
※	(育児休業等を取得している場合、以下のいずれかに☑してください。) □A 保育所等に入所でき次第、直ちに復職希望 □B 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。(点数-100点)	
※	(座間市外から申込する場合) 所属している園の有無 □あり □なし ありに☑した方は次のいずれかに☑してください。 □在園中の園は、申請中の園の結果にかかわらず退所する。 □在園中の園は、申請中の園の内定が出るまでは継続して利用する。	
上記項目について全て確認し、了承しました。		
提出日 年 月 日		
保護者署名		
児童氏名		

※上記に記載があるとおおり、内容によっては退所という厳しい対応を行っています。また、個人的な事情には配慮できかねる場合もありますので、御承知おきください。

〒

住所：

氏名：様

←郵送の場合は、こちらの面も御記入ください。
申込受領後、重要説明事項確認書のコピーを控えとして
送付しますので大切に保管ください。

○郵送でのお申込みの場合

郵送申込みを行う際には、不足書類がないよう御確認いただき、申込期日に必着で郵送をお願いします。
期日を過ぎた場合は受付できませんので御注意ください。
また、書類不備などについては点数が下がった状態で選考される場合があります。
申請内容について電話で内容確認をさせていただく場合があります。御了承ください。